

工学部スキー部OB会会則

第一章 総 則

第一条 本会は日本大学理工学部スキー部OB会でありナッツOB会と呼称する。

第二条 ナッツOB会は日本大学理工学部を卒業し、在校中継続一年以上日本大学理工学部スキー部に在籍したる者の集りであつて、ナッツOB会員間の親睦を計ると同時に後輩の良き指導者として努力しナッツOBとして、また社

会人としてより良き人間性を養うことを目的とする。

第三条 ナッツOB会は前条の目的を達成するために総会集会を行ないナッツOB会員日本大学理工学部スキー部の進展に必要な多くの事業を行なう。

第四条 ナッツOB会の事業年度は毎年六月一日に始まり翌年五月末日に終る。

第五条 ナッツOB会は本部を東京都千代田区神田駿河台一丁目八番地日本大学理工学部スキー部に置く。

第二章 OB会幹部

第一条 OB会幹部は会長及役員より成りOB会の運営に当る構成は次の如くである。

会長	一名
副会長	一名
役員	総務担当 若干名
	会計担当 若干名

第三条 会長はナッツOB会員の互選により決定し、第一章第二条の目的を遂行させる責任があり、会の代表者としての任務にあたる。

第四条 副会長は会長の任命により決定し会長の補佐であると同時に会長の命により会長代理として会長業務推権利が与えられる場合がある。又副会長は役員業務に對し忠告指導を行ない会長にその業務内容報告を怠つてはならない。

第五条 各役員は忠実に各自の業務を推権する義務及責任があり業務内容により人手の必要な場合OB会員に對し会長又は副会長の許可を得、業務推権の命を与える権利を有する。

第六条 総務担当役員はOB会員により選挙されOB会における会計を除く凡ゆる業務を遂行しその状況結果を会長及副会長に報告する義務がある。

但し役員は二名以上で構成される場合、内一名は会長の任命により部長として役員の統轄を行う義務を有する。

会計担当役員はOB会員により選挙され、OB会における会議に関する凡ゆる業務担当の責任を有し業務状況結果を怠りなく会長及副会長に報告する義務を有する。

第七条 会計監査OB会幹部の任期は一年とし、その再選をさまたげない。会計監査は年二回会長及副会長一名以上により行うものとする。

第三章 会員資格

第一条 会員としての資格は日本大学理工学部スキー部に満一年以上継続在籍し日本大学理工学部を卒業し卒業年時主将及卒業年時前主将により役員たる資格が証されOB会幹部会により入会許可された者のみ与えられる。但しやむをえざる理由により日本大学理工学部を卒業出来ない者又満一年以上継続在籍出来なかつた者、その他上記事項に適合したる場合OB会幹部会の許可をうけることにより入会することが出来る。

第二条 昭和三十八年卒業者を第一期生として卒業予定年を会員の期と定める。

第三条 卒業延期者であつてもOB会員と同様に取扱う。但し会員資格は幹部会に預りおく。

第四条 会員資格の剝脱

第四章 総会及び幹部会

第一条 総会は定例総会及び臨時総会よりなり、定例総会は原則として六月と十一月に行なう。臨時総会は必要に応じて幹部会が招集する。

第二条 幹部会は会長及び役員、幹部が必要と認めた場合に行なう。

第五章

第一条 会則の改廃は幹部により審議されOB会によつて決定される。

第二条 会則は昭和三十八年三月より施行される。

昭和四十年 四月

会 長 西 山 孝 彦